

議 会 運 営 委 員 会

令和 5 年 6 月 2 日（金）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 令和 5 年第 3 回（6 月）尾張旭市議会定例会の運営について
- 2 令和 5 年度議会費予算の補正について
- 3 議会運営委員会の行政調査について
- 4 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 令和5年第3回（6月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第1日目、第2日目以降
- 3 令和5年第3回（6月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
- 5 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 6 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- 7 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- 8 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- 9 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情
- 10 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情
- 11 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情
- 12 要望書等文書表

【議題2 資料】

- 13 令和5年度 議会費予算の補正について（6月）

【議題3 資料】

- 14-1 議会運営委員会行政調査について
- 14-2 委員会行政調査一覧表（H23～R4年度）
- 14-3 会派視察一覧表（H29～R4年度）
- 14-4 議会行事日程表（10・11月）

【議題4 資料】

- 15 わくわく親子議会探検ツアー 実施要領

令和5年第3回（6月）尾張旭市議会定例会日程（案）

（会期22日間）

開催日	曜日	開議時間	会議名	日 程 等
第1日	6月13日	火	午前9時30分	本 会 議 1 議会運営委員長報告 2 会議録署名者の指名 3 諸報告 4 会期の決定 5 委員会の所管事務調査報告の件 6 施政方針演説 7 第30号議案から第34号議案まで 上程、提案理由の説明 8 同意案第5号から同意案第16号まで 上程、提案理由の説明 9 諮問第1号 上程、提案理由の説明
第2日	6月14日	水		休 会
第3日	6月15日	木		〃
第4日	6月16日	金		〃
第5日	6月17日	土		〃
第6日	6月18日	日		〃
第7日	6月19日	月	午前9時30分	本 会 議 1 一般質問 2 議案質疑 3 特別委員会の設置 4 特別委員の選任 5 議案の討論、採決又は委員会付託 6 陳情
第8日	6月20日	火	〃	〃
第9日	6月21日	水	〃	〃
			本会議終了後	予算決算特別委員会 (全体会) 総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ） 各分科会への割り振り
第10日	6月22日	木		休 会
第11日	6月23日	金		〃
第12日	6月24日	土		〃
第13日	6月25日	日		〃
第14日	6月26日	月	午前9時30分	福祉文教委員会 付託議案等の審査
			福祉文教委員会 終了後	予算決算特別委員会 福祉文教分科会 付託議案の審査
第15日	6月27日	火	午前9時30分	都市環境委員会 付託議案等の審査
			都市環境委員会 終了後	予算決算特別委員会 都市環境分科会 付託議案の審査
第16日	6月28日	水	午前9時30分	総務委員会 付託議案等の審査
			総務委員会 終了後	予算決算特別委員会 総務分科会 付託議案の審査
第17日	6月29日	木		休 会 (予定：午前9時30分 各派代表者会)
第18日	6月30日	金	午前9時30分	予算決算特別委員会 (全体会) 各分科会会長審査報告及び報告に対する質疑 討論、採決
第19日	7月1日	土		休 会
第20日	7月2日	日		〃
第21日	7月3日	月	午前9時30分	議会運営委員会
第22日	7月4日	火	〃	本 会 議 1 議会運営委員長報告 2 諸報告 3 委員会の所管事務調査報告の件 4 委員長報告及び報告に対する質疑 付託議案等の討論、採決

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

- 第 1 会議録署名者の指名
（ イトウ伸一 議員 ）
（ さかえ章演 議員 ）
- 第 2 諸報告
（1）議長報告
（2）市長報告
- 第 3 会期の決定
（会期 22 日間）
- 第 4 委員会の所管事務調査報告の件
議会運営委員会
- 第 5 施政方針演説
- 第 6 第30号議案から第34号議案まで
上程、提案理由の説明
- 第 7 同意案第5号から同意案第16号まで
上程、提案理由の説明
- 第 8 諮問第1号
上程、提案理由の説明

議事日程（案）第2日目以降

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案質疑
- 第 3 特別委員会の設置
- 第 4 特別委員の選任
- 第 5 議案の討論、採決又は委員会付託
- 第 6 陳情

1 議案（5件）

番号	件名
第30号議案	令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第2号）
第31号議案	尾張旭市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について
第32号議案	尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第33号議案	尾張旭市市税条例の一部改正について
第34号議案	尾張旭市火災予防条例の一部改正について

2 同意案（12件）

番号	件名
同意案第5号	農業委員会委員の任命について
同意案第6号	農業委員会委員の任命について
同意案第7号	農業委員会委員の任命について
同意案第8号	農業委員会委員の任命について
同意案第9号	農業委員会委員の任命について
同意案第10号	農業委員会委員の任命について
同意案第11号	農業委員会委員の任命について
同意案第12号	農業委員会委員の任命について
同意案第13号	農業委員会委員の任命について
同意案第14号	農業委員会委員の任命について
同意案第15号	農業委員会委員の任命について
同意案第16号	固定資産評価員の選任について

3 諮問（1件）

番号	件名
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案等の概要

1 議案（5件）

第30号議案 令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第2号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	25,925,200	補正予算額	1,508,406	補正後予算額	27,433,606	
主な 歳入	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫支出金 <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 396,716 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 20,000 都市構造再編集中支援事業費補助金 195,650 ・県支出金 <ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業費補助金 46,500 ・繰入金 <ul style="list-style-type: none"> 財政調整基金繰入金 360,000 公共施設整備基金繰入金 100,000 ・市債 <ul style="list-style-type: none"> 市役所南庁舎外壁等改修事業 105,000 児童館空調設備改修事業 23,400 雨水排水整備事業 49,500 東栄公園改良事業 36,000 三郷駅周辺まちづくり事業 50,000 市営バス車両購入事業 35,400 					
	主な 歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所南庁舎外壁等改修工事 140,000 ・住民税非課税世帯等価格高騰給付金給付事業 216,800 ・民間保育所等支援金 20,500 ・児童館空調設備改修工事 26,000 ・ワクチン接種支援事業交付金 20,000 ・省エネ設備更新補助金 40,000 ・旭台東栄1号線街路樹更新工事 25,000 ・雨水排水整備工事 115,000 ・北原山土地区画整理組合補助金 202,500 ・東栄公園改良工事 90,000 ・三郷駅周辺まちづくり事業 206,000 ・市営バス車両購入事業 39,500 ・消防車両購入事業 53,600 ・賄材料費（保育園・小中学校） 66,174 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・継続費補正 1件（保健福祉センター空調設備等改修事業） ・繰越明許費補正 5件（市役所南庁舎外壁等改修事業ほか） ・債務負担行為補正 5件（広報誌発行事業ほか） ・地方債補正 9件（市役所南庁舎外壁等改修事業ほか） 				

第 3 1 号議案 尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について（人事課）

本市元職員による公金詐取に対して謝罪し、社会的信用の回復に資するよう、市長及び副市長の給料月額を減額する。

施行期日 公布の日

第 3 2 号議案 尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（人事課）

人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫手当の特例を廃止する。

施行期日 公布の日

第 3 3 号議案 尾張旭市市税条例の一部改正について（税務課）

地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和 6 年 1 月 1 日、令和 7 年 1 月 1 日

第 3 4 号議案 尾張旭市火災予防条例の一部改正について（予防課）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日、令和 5 年 1 0 月 1 日

2 同意案（12件）

同意案第 5 号～同意案第 1 5 号 農業委員会委員の任命について（人事課）

令和 5 年 7 月 2 8 日で任期満了となる農業委員会委員 1 1 名の後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

同意案第 1 6 号 固定資産評価員の選任について（人事課）

令和 5 年 6 月 3 0 日で固定資産評価員を辞職する若杉 博之 副市長の後任として、三浦 明 総務部長を新たに選任するため、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

3 諮問（1件）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和5年9月30日で任期満了となる人権擁護委員 寺田 誠 氏の後任の委員に水野 茂 氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

<市長報告（4件）>

(1) 令和4年度尾張旭市一般会計及び旭平和墓園事業特別会計繰越明許費について（財政課）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告を行う。

1 一般会計

事業数 22事業 繰越額 1,491,927,577円

2 旭平和墓園事業特別会計

事業数 1事業 繰越額 33,000,000円

(2) 令和4年度尾張旭市公共下水道事業会計予算の繰越しについて（経営政策課）

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書の報告を行う。

事業数 3事業 繰越額 170,340,000円

(3) 尾張旭市財産の交換及び譲渡について（財政課）

尾張旭市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第8条の規定により、令和4年度中に交換及び譲渡した財産の報告を行う。

交換 土地2件 譲渡 土地2件、物品1件

(4) 専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第180条第1項の規定により、消火活動中の物損事故に係る損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第2項の規定による市長報告を行う。

損害賠償額 385,184円（過失割合100%） 専決年月日 令和5年5月26日

2023年5月12日

4

尾張旭市議会議員 様

名古屋市北区柳原三丁目
春の自治体キャラバン
代表 西尾
事務局：自治労連

**最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援
の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情**

長引くコロナ禍に歴史的な燃料高と物価高騰が追い打ちをかけ、労働者の生活と中小零細企業の経営に大きな打撃を与えています。

2008年のリーマンショックで世界各国は、賃金の引き上げを含む内需拡大により経済危機を克服してきました。しかし日本は、派遣切りや非正規雇用の拡大、四半世紀にもわたる賃金抑制策で、大企業の内部留保は500兆円にも膨れあがりましたが、貧困と格差が拡大しました。日本経済の回復には、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の大幅引上げによる賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられていますが、最も高い東京は時給1,072円、愛知県は986円、最低の県は853円です。これでは1日8時間フルタイムで働いても月13万~16万円の手取りにしかならず、自立して生活することすら困難です。また、東京都と最低時給の県では219円もの格差があり、地方から都市部へ労働力が流出し、地方の人口減少と高齢化が地域経済の疲弊に拍車をかけています。世界的にも地域別の制度を導入しているのは国土が広い米国、ロシア、ブラジルぐらいであり、地域経済を守るためにも、全国一律制にすることが必要です。

全国労働組合総連合(全労連)や愛知県労働組合総連合(愛労連)などが全国でおこなってきた「最低生計費試算調査」結果では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はありません。若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円程度であり、年1,800時間(1日8時間週休2日・法定休日および年次有給休暇の完全取得)の労働時間で換算して時給1,500円以上必要です。

最低賃金を大幅に引き上げるためには、中小・零細企業への支援とともに公正取引の実現も必要です。政府による助成や社会保険料の減免、賃金引き上げに伴う価格転嫁が適正に行われるとともに、下請け企業への単価引き下げが押しつけられないように公正な取引ルールが保証されなければなりません。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域経済を元気にし、地域循環型経済を確立することができます。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 労働者の賃金を底上げするため、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業支援策を抜本的に拡充し、公正取引を保障すること。



以上

【意見書案①】

最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書(案)

未曾有のコロナ禍に急激な物価高騰が追い討ちをかけ、最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者やフリーランスで働く労働者、中小企業の経営にも大きな打撃を与えている。

2008年のリーマンショックや今回の物価高騰に対し、世界各国は賃金の引き上げを柱とする内需拡大策で経済危機を克服してきた。しかし日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめ、深刻なデフレを招くとともに貧困と格差が拡大した。コロナ禍の克服と物価高騰を乗り越え、日本経済を回復させるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があり、最低賃金の引き上げによる賃金の底上げが求められる。

今春閣で岸田首相は「物価上昇率超える賃上げの実現」を財界に求め、経団連も賃上げに積極的に対応することが「企業の社会的な責務」とし、大企業を中心に満額やそれを上回る回答が相次いだ。しかし、中小企業で働く労働者や非正規雇用労働者、ケア労働者の多くには物価高に見合う賃上げはなく、最低賃金の大幅引き上げで底上げする必要がある。

政府も明らかにしているように、中小企業の多くが物価高騰分を価格転嫁できていない。正当な価格転嫁とともに大企業から単価引き下げが押しつけられないように公正な取引ルールが保証されなければならない。また、政府による助成や社会保険料の減免も必要であり、全国どこの中小企業でも最低賃金の大幅引き上げを支えられる体力を持たなければならない。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給1,072円、愛知県は986円、最低の県は853円で、これでは毎日8時間働いても手取りは月13万～16万円程度の手取りにしかならず、自立して生活することすら困難である。また、東京都と最低時給の県では219円もの格差があり、地方から都市部へ労働力が流出し、人口減少と高齢化によって地方経済の疲弊に拍車をかけている。こうしたもとの、厚生労働省は最低賃金の目安額を示す都道府県のランク制度について、現行の4段階から3段階に見直す方針を固めたが、地域別の制度を導入しているのは世界的にも国土が広い米国、ロシア、ブラジルぐらいであり、狭い日本には全国一律制が望ましい。

すべての労働者の賃上げを実現し購買力を引き上げれば、地域経済を元気にして地域循環型経済を確立することができる。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 労働者の生活を支えるため、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業支援策の抜本的拡充、公正取引を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長

2023年5月12日

5

尾張旭市議会議長 様

名古屋市北区柳原三丁目
春の自治体キャラバン
代表 西尾
事務局：自治労連

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

2009年7月に公共サービス基本法が施行され、第11条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ことが定められました。しかしその取り組みは、個々の地方公共団体の努力に任せられ、国の役割は果たされていない状況にあります。

公共サービス基本法制定の背景は、公共サービスの民間開放が急激に推進されるもと、受注をめぐる低価格過当競争や短期間での契約更新が、多くの公契約事業従事者を低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」に陥れるとともに、民間企業は最大限の利益確保を旨とすることから、公共サービスの質の低下や人命をも損なう重大事故の多発を招いたことにあります。

そうした背景のもと、各地方公共団体の自発的な努力により、近年では人命を損なう事態こそ回避されてはいますが、公共サービスの質の保持や「官製ワーキングプア」の解消は未だ達成されておらず、国の責任で公共サービス基本法第11条を履行する公契約法の速やかな制定が必要です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上



【意見書案②】

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書（案）

2009年7月に公共サービス基本法が施行され、第11条では「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ことが定められた。その取り組みは、個々の地方公共団体の努力に任せられ、国の役割は果たされていない状況にある。

公共サービス基本法制定の背景は、公共サービスの民間開放が急激に推進されるもと、受注をめぐる低価格過当競争や短期間での契約更新が、多くの公契約事業従事者を低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」に陥れ、民間企業は最大限の利益確保を旨とすることから、公共サービスの質の低下や人命をも損なう重大事故の多発を招いたことにある。

そうした背景のもと、各地方公共団体の自発的な努力により、近年では人命を損なう事態こそ回避されてはいるが、公共サービスの質の保持や「官製ワーキングプア」の解消は未だ達成されておらず、国の責任で公共サービス基本法第11条を履行する公契約法の速やかな制定が必要である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の、適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛

総務大臣

財務大臣

〇〇〇議会

議長

2023年5月12日

6

尾張旭市議会議長 様

名古屋市北区柳原三丁目
春の自治体キャラバン
代表 西尾
事務局：自治労連

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・
機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

政府は、「総人件費抑制」を前提とした「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在もすすめています。

そのため、国の行政機関の現場では、正規職員を増やすことができず、かわりに非常勤職員が多く採用され、その数は約8万人にのぼっています。非常勤職員は3年で一律公募にかけられるか雇い止めされる不安定な雇用のため、「官製ワーキングプア」と批判される事態となっており、地域経済にとっても小さくない影響を与えています。

また、地方創生や地方分権の名のもとに、国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられ、財源をともなわない権限移譲は地方自治体にとって重い負担となっています。さらに政府は、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制を検討しています。

住民の暮らしと命をまもるために、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど公務・公共サービス拡充が求められています。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 住民の暮らしと命、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律(総定員法)」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針(定員合理化計画)」を撤回すること。
2. 全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることをふまえ、廃止・縮小・委譲などを実施しないこと。
3. 憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと。

以上



【意見書案③】

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書（案）

政府は、財政赤字の原因が公務員・公的部門職員の人件費にあるかのように主張し、公務員の削減をすすめると同時に、中央省庁再編、地方出先機関の統廃合や民営化・民間委託化などを推進してきた。その結果、1967年に約90万人だった国家公務員は30万人以下にまで減少した。愛知県内では、ハローワークや法務局出張所、国立病院、測候所の廃止・縮小・委譲などが実施された。これらは地方自治体にとっても重大な問題である。

さらに政府は、「総人件費抑制」を前提とした「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在もすすめている。

そのため、現場では正規職員が増やせず、そのかわりに非常勤職員が多く採用され、その数は約8万人にのぼっている。非常勤職員は3年で一律公募にかけられるか雇い止めされる不安定な雇用であり、処遇も劣悪なことから「官製ワーキングプア」と批判されている。

憲法は国民の基本的な人権を保障するうえで、国にその責務があることを定め、そのために行政機関、国立病院、試験・研究機関、裁判所など国の機関が設置されており、これらの機関の縮小や統廃合、公務員削減は、国の役割を放棄するものである。

また、地方創生や地方分権の名のもとに、国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられているが、財源をとまなわない権限移譲は地方自治体にとって重い負担となっている。このうえ政府は、国の役割を地方自治体に丸投げする道州制まで検討している。

これらのことから住民の暮らしと命をまもるために、国の出先機関の予算・人員体制を強化するなど行財政・司法の拡充が求められており、そのことは、住民の安全・安心をひろげることによって地域経済の活性化、自治体財政の充実をはかるうえでも喫緊の課題となっている。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 住民の暮らしと命、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」を撤回すること。
2. 全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることをふまえ、廃止・縮小・委譲などを実施しないこと。
3. 憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議長

2023年5月12日

7

尾張旭市議会議長 様

名古屋市北区柳原三丁目
春の自治体キャラバン
代表 西尾
事務局：自治労連

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

コロナ禍は、公務公共サービスの重要性を浮き彫りにしました。一方で、業務量に見合った人員が確保されない職場実態は、多くの早期離職を生んでいます。さらに、物価・光熱費の高騰によって格差と貧困がますます拡大し、地方自治体の財政も逼迫しています。この間、政府主導によりコスト削減ばかりを強調して推し進められた行革や合理化の方向性では、地方自治体が住民のいのちと暮らしを守ることは困難です。住民生活を支える必要不可欠な仕事として、抜本的な地方自治体の体制拡充と地方財政拡充が求められます。

しかし政府の対応は、光熱費増額分としては700億円を計上しただけであり、人員体制の強化についても保健所・消防防災行政・児童福祉司など限られた職種2,618人に留まるなど極めて不十分です。医療ひっ迫や自宅療養中のコロナ患者に対する手立てが足りず、困窮する住民・中小事業者等への抜本的な生活支援を図る予算も不足しています。それどころか、マイナンバーカードの交付率に応じた普通交付税の割増しや、申請率を要件としたデジタル田園都市国家構想推進交付金などは、地方の独自の取組を阻害し、地方自治に歪みを生じさせかねないものです。

国に求められるのは、国民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようナショナルミニマムを保障する財源を確保し、地方自治体の財源格差を是正して、地方財政を抜本的に拡充することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整で是正するのではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で是正すること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能を併せもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人件費・人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など「行革努力」を反映する地方交付税の算定を行わないこと。マイナンバーカードの普及率に応じた地方交付税の配分など成果主義的な仕組みを改めること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 新型コロナウイルス感染症への対応や、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は、地方自治体に負担させず、全額を国が負担すること。
7. 国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業やデジタル化の推進など、国の主導による政策に係る財源は全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、地方自治体の自主財源による独自施策に影響を及ぼさないこと。



【意見書案④】

地方財政の拡充を求める意見書（案）

コロナ禍によって、自治体・公務公共サービスの重要性が改めて浮き彫りになった。一方で、業務量に見合った人員が確保されない職場実態は、多くの早期離職を生んでいる。さらに、物価・光熱費の高騰によって格差と貧困がますます拡大し、地方自治体の財政も逼迫している。この間、国の主導によりコスト削減ばかりを強調して推し進められた行革や合理化の方向性では、地方公共団体が住民のいのちと暮らしを守ることはできない。住民生活を支える必要不可欠な仕事として、抜本的な地方公共団体の体制拡充と地方財政拡充が求められる。

しかし、2023年度の地方財政計画は、光熱費増額分としては700億円が計上されただけであり、人員体制の強化についても保健所・消防防災行政・児童福祉司など限られた職種2,618人に留まるなど極めて不十分である。医療機関や介護・障害・保育等の事業所に対する手立が足りず、困窮する住民・中小事業者等への抜本的な生活支援を図る予算も不足している。加えて、マイナンバーカードの交付率に応じた普通交付税の割増しや、申請率を要件としたデジタル田園都市国家構想推進交付金などは、地方の独自の取組を阻害し、地方自治に歪みを生じさせかねないものと危惧する。

国に求められるのは、国民が全国のどの地域に住んでいても憲法に基づく健康で文化的な生活が営めるようナショナルミニマムを保障する財源を確保し、地方公共団体の財源格差を是正して、地方財政を抜本的に拡充することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整で是正するのではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で是正すること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能を併せもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人件費・人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など「行革努力」を反映する地方交付税の算定を行わないこと。マイナンバーカードの普及率に応じた地方交付税の配分など成果主義的な仕組みを改めること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 新型コロナウイルス感染症への対応や、大規模な災害からの復旧・復興にかかる財源は、地方自治体に負担させず、全額を国が負担すること。
7. 国の経済対策に基づくケア労働者の処遇改善事業やデジタル化の推進など、国の主導による政策に係る財源は全額を国が負担すること。少なくとも基準財政需要額への確実な算入と、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、地方自治体の自主財源による独自施策に影響を及ぼさないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議長

2023年5月12日

8

尾張旭市議会議長 様

名古屋市北区柳原三丁目
春の自治体キャラバン
代表 西尾
事務局：自治労連

**保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を
抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情**

重大な保育事故や保育士の一斉退職がたびたび報道されるように、いま保育施設における子どもの安全な保育環境や、健やかな育ちが脅かされています。それらを保障するためには、本来、多くの経験豊富な保育士が必要ですが、中堅・若手保育士の離職が後を絶たず、有資格者の6割が「潜在保育士」となり、現場に復帰できていない実態があります。働き続けられない背景には、国際的にも低水準のまま放置されている保育士配置基準による過酷な労働環境と、責任の重さに見合わない低い処遇があります。

国の保育士配置基準は、75年前に現在の基準となった4・5歳児をはじめ、何十年も変わっていません。子ども・子育て支援新制度施行時に「質の改善」として配置基準の改善が示され、3歳児についてはすでに「3歳児配置改善加算」が実施されていますが、1歳児と4・5歳児については「財源の確保がなされた場合に」実施することとされ、「政府においては、その確保に最大限努力すること」とされました。しかし、2015年の新制度施行からすでに8年以上が経過しましたが、未だに財源は確保されず、改善されていません。

3歳児15：1への改善については、現在「加算」によっておこなわれていますが、児童数で変動するうえ、支給額も不十分であり、継続的に正規職員を雇用することができません。公立施設分は地方財政措置がされていますが、実施率は極めて低く、愛知県内では3市に留まっています。不安定で不確実な「加算」ではなく、保育士配置基準そのものの改善がただちに必要です。

また、保育士の給与は、全産業平均と比べて依然低いままとなっています。国は、処遇改善加算により引き上げを図ってきましたが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、2021年時点での全産業平均と保育士の賃金格差は、役職者を除くと8.47万円もあります。2022年2月からの処遇改善策も、対象と規模が限定的であり、全体の賃金の底上げにはまだ十分ではありません。若年層が安心して生活できる賃金水準への引き上げと、経験年数に応じた昇給が保障できる財源が必要です。各自治体は単独補助など独自に努力をしていますが、その違いによって、より賃金の高い地域に保育士が流れている実態もあります。全国どの自治体でも同じ賃金が高水準で保障されることで、必要な保育士の確保と定着、ひいては保育の質にもつながります。公定価格の抜本的な引き上げが急務です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 国の定める保育士配置基準を抜本的に改善すること。
2. 保育士給与を抜本的に改善するために、公定価格を引き上げること。



以上

【意見書案⑤】

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を 抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書（案）

重大な保育事故や保育士の一斉退職がたびたび報道されるように、いま保育施設における子どもの安全な保育環境や、健やかな育ちが脅かされている。それらを保障するためには、本来、多くの経験豊富な保育士が必要であるが、中堅・若手保育士の離職が後を絶たず、有資格者の6割が「潜在保育士」となり、現場に復帰できていない実態がある。働き続けられない背景には、国際的にも低水準のまま放置されている保育士配置基準による過酷な労働環境と、責任の重さに見合わない低い処遇がある。

国の保育士配置基準は、75年前に現在の基準となった4・5歳児をはじめ、何十年も変わっていない。子ども・子育て支援新制度施行時に「質の改善」として配置基準の改善が示され、3歳児についてはすでに「3歳児配置改善加算」が実施され、積み残されてきた1歳児と4・5歳児については3月末に政府から発表された「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」において、「加算」により職員配置の改善をする方向が示された。

しかし、「加算」での対応は、入所児童数が加算の要件を下回れば加算を受けられないため、正規職員を思い切って雇用することができず、「加算」される単価自体も正規職員を増やすのに十分ではないという実態が、すでに「3歳児配置改善加算」で起きている。また、同加算の公立施設分は地方財政措置がされているが、一般財源化された保育所運営費のどこに措置されているのかが明らかでなく、「量」の拡大を優先せざるを得ない中で、市町村によって「質」の改善の進捗に差が生じている。不安定で不確実な「加算」ではなく、保育士配置基準そのものの改善がただちに必要である。あわせて、今回の試案で触れられていない0歳児、2歳児についても現場は逼迫しており、速やかな改善が求められる。

また、保育士の給与は、全産業平均と比べて依然低いままとなっている。国は、処遇改善加算により引き上げを図ってきたが、厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、2021年時点での全産業平均と保育士の賃金格差は、役職者を除くと8.47万円もある。2022年2月からの処遇改善策も、対象と規模が限定的であり、全体の賃金の底上げにはまだ十分ではない。若年層が安心して生活できる賃金水準への引き上げと、ライフステージに見合った昇給が保障できる財源が必要である。各自治体は単独補助など独自に努力をしているが、その違いによって、より賃金の高い地域に保育士が流れている実態もある。全国どの自治体でも同じ賃金が高水準で保障されることで、必要な保育士の確保と定着、ひいては保育の質にもつながる。今回の試案において「保育士等の更なる処遇改善を検討する」とされたが、具体案は示されていない。公定価格の抜本的な引き上げが急務である。

子ども・子育て支援法第2条第2項は「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と謳っている。政府には、質の高い保育の実現と、保育のいない手の定着・確保を図る責任がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 国の定める保育士配置基準を抜本的に改善すること。
2. 保育士給与を抜本的に改善するために、公定価格を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛
こども家庭庁長官

〇〇〇議会
議長

2023年5月12日

9

尾張旭市議会議長 様

名古屋市北区柳原三丁目
春の自治体キャラバン
代表 西尾
事務局：自治労連

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を
あたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情

介護・障害施設は、利用者、その家族がそれぞれの生活や社会参加をしていくためにも重要な施設です。しかしながら、現在の制度では十分な職員配置ができず、日々事故なく、安全確保をすることだけで精一杯となっています。このような状況で、現場職員は本来の社会福祉としての介護・障害職場の役割を発揮して働くことに葛藤し、その矛盾から退職につながってしまうケースがおきています。

特に介護・障害施設の夜間帯は1人夜勤体制が常態化し、安全を守ることもできない、危険な状態となっています。特別養護老人ホームや老健施設などの入所施設では、夜間帯は1フロアに職員1人で利用者10人～40人の対応しなければいけない状態です。コールが重なり利用者対応に優先順位をつけなくてはいけないため、対応が間に合わず転倒させてしまったというケースもおきています。夜間とは言え、認知症からくる徘徊など様々な利用者への対応が必要なため、夜勤者1人の責任が非常に重くなっている。障害福祉のグループホームについては、夜間帯の配置基準すらありません。施設から出ていってしまう、不安になり眠れない、急な体調変化など、利用者には何かあっても対応できるように夜勤者が配置されています。国は介護・障害職場の夜間の体制不足を認識し「夜間支援体制加算」をつけていますが、複数夜勤体制をとるには不十分です。

こういった制度の中で、2020年には、障害職場で1人夜勤中に職員が倒れて亡くなり、利用者の命にも関わるケースが実際におきました。愛知県医労連と福祉保育労東海地本で取り組んだ「夜勤実態アンケート」では、回答者の94%が1人夜勤を経験していました。1人夜勤中の不安な気持ちから「イライラして利用者に手をあげそうになった」と虐待にもつながりかねない回答も出ています。政府が推進している「ICT活用」では、センサーが転倒の危険などを教えてくれますが、最終的に対応する職員は1人しかおらず、1人夜勤の実態は解消されません。職員が健康で働き続けられ、職員・利用者の命が守られる配置基準を国の責任で実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。



以上

【意見書案⑥】

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、 複数配置をあたりまえにすることを求める意見書（案）

介護・障害施設は、利用者、その家族がそれぞれの生活や社会参加をしていくためにも重要な施設である。しかしながら、現在の制度では十分な職員配置ができず、日々事故なく、安全確保をすることだけで精一杯となっている。このような状況で、現場職員は本来の社会福祉としての介護・障害職場の役割を発揮して働くことに葛藤し、その矛盾から退職につながってしまうケースがおきている。

特に介護・障害施設の夜間帯は1人夜勤体制が常態化し、安全を守ることをすらできない、危険な状態となっている。特別養護老人ホームや老健施設などの入所施設では、夜間帯は1フロアに職員は1人で利用者10人～40人を対応しなければいけない状態である。コールが重なり利用者対応に優先順位をつけざるをえないが、対応が間に合わず転倒させてしまうことがある。夜間とは言え、認知症からくる徘徊など様々な利用者への対応があり、夜勤者1人の責任が非常に重くなっている。障害福祉のグループホームについては、夜間帯の配置基準すらないが、施設から出ていってしまう、不安になり眠れない、急な体調変化など、利用者に何かあればすぐに対応できるように職員は宿泊し利用者支援を行っている。国は介護・障害職場の夜間の体制不足を認識し「夜間支援体制加算」をつけているが、複数夜勤体制をとるに不十分である。

こういった制度の中で、2020年には、障害職場で1人夜勤中に職員が倒れて亡くなり、利用者の命にも関わるケースが実際におきている。愛知県医労連と福祉保育労東海地本で取り組んだ「夜勤実態アンケート」では、回答者の94%が1人夜勤を経験していた。1人夜勤中の不安な気持ちから「イライラして利用者に手をあげそうになった」と虐待にもつながりかねない回答もでている。政府が推進している「ICT活用」では、センサーによって危険を報せることはできても、対応する職員が増えなければ、1人夜勤の実態は解消されない。介護・障害施設の職員が健康で働き、職員・利用者の命が守られる夜間の配置基準を国の責任で実現する必要がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長

2023年5月12日

10

尾張旭市議会議長 様

名古屋市北区柳原三丁目
春の自治体キャラバン
代表 西尾
事務局：自治労連

**「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の
長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情**

「1年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑を見込み、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働が無いことを前提とする制度です。

しかし学校では、恒常的に時間外勤務が行われ、緊急の打ち合わせや子どもの指導等が入ることが頻繁にあり、この制度には適合していないことはあきらかです。文科省は、「休日のまとめ取り」を「目的とする場合に限り」この制度を導入するとしています。しかし学校は、長期休業期間中でも教職員にはさまざまな業務があり、土曜授業の振り替えや夏季休暇等の取得すらままならないのが実態です。「休日のまとめ取り」を一律に押しつける制度の導入は、「働き方改革」に逆行するものです。

長時間過密労働が続く中、「業務や勤務時間を縮減するものではない」と文科省自身が認める「1年単位の変形労働時間制」を導入することは、いっそうの長時間労働をもたらし、教職員のいのちと健康を脅かす大問題です。ゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うなど、ゆきとどいた教育をすすめることにも支障をきたします。

制度導入に関し文科省は、「まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において……条例等を整備する」と答弁しました。しかし、制度の説明や学校としての「意向」を決めるための民主的な話し合いは、ほとんど行われていません。「1年単位の変形労働時間制」導入は、重大な勤務条件の変更にあたります。地方公務員法に則り「勤務条件に関する事項は職員団体との交渉事項であり、書面による協定を結ぶことができる」「導入に当たっては、職員団体との交渉を踏まえつつ検討」「都道府県で交渉団体との話し合い、市町村での話し合い」は「担保される」などの国会答弁が実行されるべきです。

いま、教育行政が行うべきは、感染防止に必要な支援を行うこと、教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめること、教員の未配置を直ちに解消することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないこと。
2. 教職員の長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じること。
3. 教員の未配置を愛知県教育委員会の責任で無くすこと。



以上

【意見書案⑦ 愛知県宛】

「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、
教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書（案）

「1年単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑を見込み、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な時間外労働が無いことを前提とする制度である。

しかし学校では、恒常的に時間外勤務が行われ、緊急の打ち合わせや子どもの指導等が入ることが頻繁にあり、この制度には適合していないことは明らかである。文科省は、「休日のまとめ取り」を「目的とする場合に限り」この制度を導入するとしているが、長期休業期間中といえども教職員にはさまざまな業務があり、土曜授業の振り替えや夏季休暇等の取得すらままならないのが実態である。「休日のまとめ取り」を一律に押しつける制度の導入は、「働き方改革」に逆行するものである。

長時間過密労働が続く中、「業務や勤務時間を縮減するものではない」と文科省自身が認める「1年単位の変形労働時間制」を導入することは、いっそうの長時間労働をもたらし、教職員のいのちと健康を脅かす大問題である。ゆとりをもって子どもと向き合い、時間をかけて授業の準備を行うなど、ゆきとどいた教育をすすめることにも支障をきたす。

制度導入に関し文科省は、「まず各学校で検討の上、市町村教育委員会と相談し、市町村教育委員会の意向を踏まえた都道府県教育委員会において……条例等を整備する」と答弁した。しかし、制度の説明や学校としての「意向」を決めるための民主的な話し合いは、ほとんど行われていない。「1年単位の変形労働時間制」導入は、重大な勤務条件の変更にあたる。地方公務員法に則り「勤務条件に関する事項は職員団体との交渉事項であり、書面による協定を結ぶことができる」「導入に当たっては、職員団体との交渉を踏まえつつ検討」「都道府県で交渉団体との話し合い、市町村での話し合い」は「担保される」などの国会答弁が実行されるべきである。

いま、教育行政が行うべきは、感染防止に必要な支援を行うこと、教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめること、教員の未配置を直ちに解消することである。

よって、〇〇〇議会は、愛知県に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定をおこなわないこと。
2. 教職員の長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じること。
3. 教員の未配置を愛知県教育委員会の責任で無くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日

愛知県知事

愛知県教育委員会教育長 宛

愛知県議会議長

〇〇〇議会

議 長

令和5年5月23日

1 1

尾張旭市議会議長
丸山幸子 殿

全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

住所 尾張旭市緑町緑が丘100
- 293
電話 [REDACTED]
氏名 小池彰彦

平素より、住民の安心・安全な暮らし、そして幸せのため、議会運営にご尽力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、以下のとおり陳情いたしますので、何卒お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

《 陳情要旨 》

- 1 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようにしてください。
- 2 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮してください。

《 理由 》

1 要旨1について

全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」といいます。）が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」といいます。）を公表し、声明文を全国の1788自治体に送付したと発表しました。本件声明は、貴議会にも届いていると思われます。

本件声明には、4つの趣旨（以下「本件趣旨」といいます。）が掲載されていますが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」といいます。）がなされれば、後述のとおり、いずれも国連宣言に違反し（下記3参照）、憲法違反となる恐れが大いにあります（下記4参照）。

2 要旨2について



世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「家庭連合」という。）の信者及びその子らは、マスコミによる昨今の過激な報道等により、多大なストレスを受けています。特に、信者の子らの中には、自らの自由意思により家庭連合に在籍する者も数多くおり、その2世達のストレスは著しいものです。

仮に、貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、家庭連合やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがあります。

そのような行為は、地方自治の本旨（憲法92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものといえます。

3 本件声明が国連宣言に違反すること

宗教または信条に基づくすべての不寛容および差別の撤廃に関する国連宣言（1981年国連総会採択）より

国連では、宗教及び信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言を採択しています。そこには、すべての国は「宗教及び信念の自由についての理解、寛容及び尊重を促進すること」を必要不可欠とし、「宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うこと」「必要なあらゆる措置をとること」を決意したと述べられています。

全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別及び不寛容を助長するものであり、家庭連合の信仰をもった住民に対する不安と偏見を煽り、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものです。国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置をとるべきです。

4 本件声明（全国弁連声明の4つの趣旨）が憲法違反となること

(1) 本件趣旨1について

本件趣旨1は、家庭連合による被害を根絶するために、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法による被害、家族被害、二世被害を防止・救済する実効性ある施策を実現・実施されたいというものです。

しかし家庭連合は、少なくとも現在は、正体を隠した違法な伝道活動や靈感商法を行っておらず、家族被害や二世被害があるという具体的な根拠も示されていません。

そのような中、特定の宗教を名指しし、若しくはその活動を畏縮させるような決議を行うことは、地域内の信者らの思想・良心の自由（憲法第19条）、

信教の自由（憲法第20条1項）に対する侵害となり、憲法違反となることは明白です。

(2) 本件趣旨2及び3について

本件趣旨2は、政治家に対し、「家庭連合との関係断絶」をお願いするというものです。同3は、かかる関係断絶を明らかにするため、議会に対し、関係を断絶する議決を求めるというものです。

しかし、政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由（憲法19条）により決せられるべきであり、特定の団体により禁止を求められるような性質のものではありません。仮に、議会がそのような内容の決議を行えば、地域内の信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条1項の信教の自由に対する侵害となることはもとより、住民の請願権（憲法16条）や参政権（憲法15条1項）、議員の思想信条の自由及び政治活動の自由（憲法21条1項）を著しく侵害するのであり、憲法違反となることは明白です。

(3) 本件趣旨4について

本件趣旨4は、貴議会議員全員に対し、家庭連合及び関連団体との関係の有無を調査し、関係があった場合にはその経緯や事実等を調査・公表することを求めるものです。

政治家がいかなる住民と関係を持つかは、同政治家の思想信条の自由及び政治活動の自由により決せられるべきであり、特に特定の宗教団体との関係について調査・公表することは、信教の自由を侵害し、憲法違反となることは明白です。

(4) 全国弁連の政治的偏向性について

本件声明を提出した全国弁連は、スパイ防止法の制定阻止を目的として設立された、特定の政治的主張を持つ弁護士らにより構成される団体であり、その代表世話人弁護士らは、いずれも日本共産党、旧社会党など、特定の左派系政党と関係の深い人物です。

特に、代表世話人の1人である郷路征記弁護士は、家庭連合の会員らを違法に拉致監禁し、強制改宗を行った者たちと結託し、脱会した元会員らを原告として家庭連合を訴える民事訴訟を多数提起してきました。

そのような団体の意向に沿うことは、地方議会の政治的中立性（憲法15条2項）を害するのみならず、間接的に特定人の経済的利益に与するものであり、断じて容認できません。

(5) 訴訟の可能性があること

上記の理由から、貴議会が本件決議を行った場合には、本件決議が憲法違反となるおそれがあることはもとより、本件決議の決議者が憲法順守義務（憲法99条）に違反するおそれがあります。

そのような場合は、当該決議に対する取消訴訟及び国家賠償請求訴訟を行う可能性があることを申し添えておきます。

以上となります。何卒、本意をお汲み取りくださいますよう重ねてお願い申し上げます、また、議員の皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

要望書等文書表

受理年月日	件名	提出者
R5. 4. 5	再審に関する法改正を求める決議	名古屋市中区三の丸1-4-2 愛知県弁護士会 会長 蜂須賀 太郎
R5. 5. 15	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書	東京都北区赤羽3-3-3 ドミール赤羽707 インボイス制度を考えるフリーランスの会 代表 阿部 伸

令和5年度 議会費予算の補正について（6月）

【 82-0953 議長活動費用 】

単位：円

名 称	予算額	補正額	補正後
旅費 （旅費）	501,000	600,000	1,101,000
負担金、補助及び交付金 （健康都市連合国際大 会負担金）	0	90,000	90,000
計	501,000	690,000	1,191,000

補正総額	690,000
------	---------

<説明>

2年に1度開催される健康都市連合国際大会に、市議会を代表して議長が出席するための旅費及び負担金、補助及び交付金（健康都市連合国際大会負担金）を増額補正する。

1 「日程」の調整及び決定について

資料14-3「議会行事日程表」を参考にし、行政調査の日程を調整し、決定する。

行政調査日程（決定）										
令和5年	月	日	（	）	、	令和5年	月	日	（	）
令和5年	月	日	（	）	、	令和5年	月	日	（	）

2 「視察先」、「視察内容」の希望募集について

視察先及び視察内容の希望がございましたら、令和5年6月23日（金）までに、委員長まで御報告ください。

なお、検討の際には、資料14-2「委員会行政調査一覧表（H23～R4年度）」、資料14-3「会派視察一覧表（H29～R4年度）」を参考にしてください。

3 「視察先」、「視察内容」の検討及び決定について

令和5年6月23日（金）までの視察先及び視察内容の希望募集の結果をうけ、視察先及び視察内容の決定を行います。

期日までに応募がなければ、視察先及び視察内容は正副委員長一任とします。

4 その他

<参考> 委員会行政調査について

	項目	内容
1	行政調査の目的	所管する事務に関する調査（実情や現況を把握）のため、他の自治体の先進的な取組み等について現地へ赴き、議案の審査等に生かすため行う。
2	日 程	議運：10～11月、常任：7～8月（予定）
3	予 算	1委員会当たり 55,000円／1人
4	参 加 者	議運：委員、議長、随員1人（局長）、同行1人（中西） 常任：委員、理事者1人（所管課長等）、随員1人 【随員：総務（課長）、福文（水野）、都環（岡田）】
5	交 通 手 段	公共交通機関 ※禁煙席で手配
6	出 発 場 所	尾張旭駅発着
7	調 査 先	過去5年以内の調査先はできるだけ避ける。資料14-2

年度	総務委員会	建設経済委員会 都市環境委員(H20.5)	民生文教委員会 福祉文教委員会(H20.5)	議会運営委員会
H 2 3	7/13(水)~7/14(木) 埼玉県北本市 千葉県野田市	7/27(火)~7/28(水) 山梨県甲州市 山梨県北杜市	7/11(月)~7/12(火) 東京都清瀬市 東京都板橋区	10/11(金) 三重県四日市市
H 2 4	7/9(月)~7/10(火) 埼玉県戸田市 静岡県浜松市	7/17(火)~7/18(水) 兵庫県加古川市 奈良県生駒市	7/10(火)~7/11(水) 長野県佐久市 長野県上田市	10/10(水)~10/11(木) 全国市議会議長会 研究フォーラムin松山
H 2 5	10/17(木)~10/18(金) 東京都府中市 東京都町田市	7/22(月) 愛知県豊川市 8/8(木)~8/9(金) 兵庫県洲本市 大阪府寝屋川市	7/22(月)~7/23(火) 和歌山県白浜町 滋賀県湖南市	10/22(火) 福井県吉田郡永平寺町
H 2 6	7/9(水)~7/10(木) 神奈川県茅ヶ崎市 東京都国立市	7/9(水)~7/10(木) 神奈川県川崎市 茨城県ひたちなか市	7/17(木)~7/18(金) 千葉県鎌ヶ谷市 静岡県富士宮市 7/31(木) 三重県四日市市	11/10(月)~11/11(火) 大阪府箕面市 奈良県奈良市
H 2 7	8/4(火)~8/5(水) 東京都立川市 東京都日野市	7/6(月)~7/7(火) 神奈川県小田原市 静岡県三島市	7/8(水)~7/9(木) 千葉県富里市 東京都品川区	10/16(金) 三重県伊賀市
H 2 8	7/28(木)~7/29(金) 神奈川県鎌倉市 千葉県千葉市	7/12(火)~7/13(水) 栃木県宇都宮市 静岡県焼津市	7/14(木)~7/15(金) 広島県尾道市 大阪府泉大津市	11/16(水)~11/17(木) 滋賀県彦根市 兵庫県三田市
H 2 9	8/2(水)~8/3(木) 愛媛県新居浜市 岡山県岡山市	7/26(水)~7/27(木) 福井県福井市 福井県小浜市	7/27(木)~7/28(金) 千葉県柏市 東京都武蔵野市	11/14(火)~11/15(水) 神奈川県横須賀市 神奈川県藤沢市
H 3 0	7/2(月)~7/3(火) 神奈川県横浜市 東京都府中市	8/8(水)~8/9(木) 長野県塩尻市 長野県松本市	8/7(火)~8/8(水) 大阪府大東市 滋賀県米原市	10/16(火) 北名古屋市 11/14(水)~11/15(木) 全国市議会議長会研究フォーラム
R 1	7/24(水)~7/25(木) 石川県小松市 奈良県奈良市	8/1(木)~8/2(金) 群馬県太田市 東京都町田市	8/8(木)~8/9(金) 千葉県佐倉市 千葉県松戸市 10/17(木) 岐阜県可児市	10/10(木) 瀬戸市 11/11(月)~11/12(火) 東京都東村山市 千葉県鎌ヶ谷市
R 2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛		11/10(火) 愛知県瀬戸市(オンライン)	
R 3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛			
R 4	新型コロナウイルス感染拡大防止のため行政調査自粛		10/31(月) 愛知県岡崎市	

会派視察一覧表（H29～R4年度）

年度	会派	フロンティア旭	市民まちづくり ネット	公明党 尾張旭市議団	つなぐ	日本共産党 尾張旭市議団	(私費)
H29 年間 150,000円 (1人当たり)	フロンティア旭	7/3 北海道北見市	11/8～11/10 青森県五所川原市 秋田県北秋田市 青森県つがる市	尾張旭市議団	5/29～5/30 長野県白馬村 長野県栄村	日本共産党 尾張旭市議団	<まつだ> 7/20 長野県佐久市 2/1 新城市
		11/8 沖縄県うるま市			11/8 沖縄県浦添市		
		1/18～1/19 大阪府泉佐野市 大阪府守口市			1/30～1/31 福島県三春町 宮城県亘理町		
年度	会派	フロンティア旭	市民まちづくり ネット	公明党 尾張旭市議団	つなぐ	日本共産党 尾張旭市議団	(私費)
H30 年間 150,000円 (1人当たり)	フロンティア旭	6/9～6/10 第69回全国国植樹祭(福島大会)(福島県南相馬市)	6/9～6/11 第69回全国国植樹祭(福島大会)(福島県南相馬市 文部科学省)	6/9～6/10 第69回全国国植樹祭(福島大会)(福島県南相馬市)	5/28～5/29 石川県輪島市 シェア金沢(石川県金沢市)	6/9～6/10 第69回全国国植樹祭(福島大会)(福島県南相馬市)	<まつだ> 4/9 瀬戸市 4/12 長久手市立東小学校 8/30 常滑市 10/18 阿久比町 10/23 大府市・日進市 <武田、成瀬、にわ、森> 4/19 沖縄県名護市 <さかえ、まつだ> 7/11 大阪府泉大津市 <篠田> 7/12 東京都文京区 <芦原、片淵、丸山> 10/3 豊明市
		7/25～7/26 佛子園(石川県白山市) 石川県輪島市	8/21 兵庫県明石市 兵庫県尼崎市	10/10～10/12 第80回全国都市問題会議(新潟県長岡市)	6/9～6/11 第69回全国国植樹祭(福島大会)(福島県南相馬市 文部科学省)	7/10 愛知県幸田町	
		10/11～10/12 第80回全国都市問題会議(新潟県長岡市)	10/10～10/12 第80回全国都市問題会議(新潟県長岡市)		10/10～10/12 岐阜県中津川市 富山県糸魚川市 第80回全国都市問題会議(新潟県長岡市)	8/9 滋賀県野洲市・野洲クリーンセンター	
年度	会派	フロンティア旭	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	一新ありが党	会派に 所属しない議員	(私費)
R1 年間 137,500円 (5～3月分) (1人当たり)	フロンティア旭	7/30～7/31 第15回健康都市連合日本支部大会(香川県高松市)	10/29 兵庫県芦屋市	10/3～10/4 神奈川県鎌倉市 神奈川県座間市	一新ありが党	会派に 所属しない議員	<成瀬、陣矢、日比野、川村> 10/3 岡崎市
		10/3～10/4 神奈川県鎌倉市 神奈川県座間市		11/6～11/8 第81回全国都市問題会議(鹿児島県霧島市)			
		10/30～10/31 第14回全国市議会議長会研究フォーラム(高知県高知市)		10/30～10/31 第14回全国市議会議長会研究フォーラム(高知県高知市)			
		11/6～11/8 第81回全国都市問題会議(鹿児島県霧島市) 11/8 鹿児島県南九州市		11/8 鹿児島県南九州市			
11/6～11/8 第81回全国都市問題会議(鹿児島県霧島市) 11/8 鹿児島県南九州市		2/5 石川県金沢市					
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R2 年間 75,000円 (1人当たり)	令和あさひ						
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R3 年間 150,000円 (1人当たり)	令和あさひ						<芦原、片淵> 11/16 長久手市
年度	会派	令和あさひ	市民クラブ	公明党 尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
R4 年間 150,000円 (1人当たり)	令和あさひ	市民クラブ	10/23～10/25 茨城県日立市 茨城県牛久市	尾張旭市議団	福祉、維新の会	会派に 所属しない議員	(私費)
			12/22 岐阜県多治見市				

- ・.....は、庁舎訪問なしで市内視察等（現地視察）を行った市区町村
- ・.....は、市区町村以外（県、民間等）の訪問先
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策における議会の支援に関する決議により、政務活動費の後期分の交付を凍結した。

議会行事日程表(10月)

14-4

日	曜日	時間	行事名	場所	対象
10/1	日				
10/2	月	14:00～	公立陶生病院組合議会9月定例会	公立陶生病院	組合議員
10/3	火				
10/4	水	14:00～	瀬戸旭看護専門学校組合議会9月定例会	瀬戸旭看護専門学校	組合議員
10/5	木				
10/6	金	9:30～	議会広報委員会	第2委員会室	議会広報委員
10/7	土	(時間未定)	市民祭オープニングセレモニー	スカイワードあさひ	正・副・全議員
10/8	日	(時間未定)	市民祭	スカイワードあさひ	
10/9	月		スポーツの日		
10/10	火				
10/11	水				
10/12	木	(時間未定)	全国都市問題会議(～10/13)	青森県八戸市	未定
10/13	金	(時間未定)	全国都市問題会議(10/12～)	青森県八戸市	未定
10/14	土				
10/15	日				
10/16	月				
10/17	火				
10/18	水				
10/19	木	10:00～ 未定	尾張旭市戦没者追悼式 三地区共催都市監査事務研修会(～10/20)	文化会館 富山県高岡市	正 監査委員
10/20	金	未定	三地区共催都市監査事務研修会(10/19～)	富山県高岡市	監査委員
10/21	土				
10/22	日				
10/23	月				
10/24	火	9:30～	議会広報委員会	第2委員会室	議会広報委員
10/25	水	(時間未定) 13:30～	全国市議会議長会研究フォーラム(～10/26) 尾張東部衛生組合例月出納検査	福岡県北九州市 晴丘センター	正・局 組合監査
10/26	木	(時間未定)	全国市議会議長会研究フォーラム(10/25～)	福岡県北九州市	正・局
10/27	金	14:00～	瀬戸旭看護専門学校組合議会例月出納検査	瀬戸旭看護専門学校	組合監査
10/28	土	13:00～	中学生フェスティバル	文化会館	正
10/29	日	9:00～	尾張旭市総合防災訓練	旭丘小学校	正・副・全議員
10/30	月	10:00～	定例監査・例月出納検査	203会議室	監査委員
10/31	火				

※予定であり、変更になる可能性があります。御了承ください。

議会行事日程表(11月)

日	曜日	時間	行事名	場所	対象
11/1	水				
11/2	木				
11/3	金	未定	文化の日 尾張旭市民芸能発表大会	文化会館	正
11/4	土				
11/5	日	未定	尾張旭市民展表彰式	スカイワードあさひ	正
11/6	月				
11/7	火				
11/8	水		予定が入る可能性あり		
11/9	木		予定が入る可能性あり		
11/10	金	午後	尾張部市議会事務局長協議会	第1委員会室	正・局・課・議事係・庶務係
11/11	土				
11/12	日	9:30～	紅茶フェスティバル	スカイワードあさひ	正
11/13	月	11/13(月)～17(金) 健康都市連合国際大会の可能性あり (正・局)			
		9:30～	12月定例会打合せ	議長応接室	正・副・議運正副・局・課・議事係
11/14	火				
11/15	水	未定	尾張地区Aブロック都市監査事務研究会	豊明市役所	監査委員
11/16	木	～正午	請願・陳情受付×切		
		9:30～	議会運営委員会シナリオ打合せ	正副議長室	正・副・議運正副・局・課・議事係
11/17	金	9:30～	議会運営委員会	第2委員会室	正・副・議運委員・局・課・議事係
		上記終了後	全員協議会シナリオ打合せ	正副議長室	正・副・局・課・庶務係
11/18	土				
11/19	日	9:30～	農業まつり	スカイワードあさひ	正
11/20	月		招集告示		
		9:30～	全員協議会	第1委員会室	正・副・全議員・局・課・庶務係
11/21	火	9:00～17:00	質問受付		
11/22	水	9:00～17:00	質問受付・議案質疑受付		
11/23	木		勤労感謝の日		
11/24	金	9:30～	議会運営委員会シナリオ打合せ	正副議長室	正・副・議運正副・局・課・議事係
11/25	土				
11/26	日				
11/27	月	9:30～	議会運営委員会	第2委員会室	正・副・議運委員・局・課・議事係
		上記終了後	本会議(初日)シナリオ打合せ	正副議長室	正・副・局・課・議事係
11/28	火	9:30～	本会議(初日)	議場	正・副・全議員・局・課・議事係・庶務係
11/29	水	10:00～	定例監査・例月出納検査	203会議室	監査委員
11/30	木				

※予定であり、変更になる可能性があります。御了承ください。

わくわく親子議会探検ツアー 実施要領

15

- 1 名称
わくわく親子議会探検ツアー
- 2 日時
令和5年8月10日（木）
午前10時30分から正午まで
- 3 目的
次代を担う子どもたちとその保護者に、尾張旭市議会及び市政への理解と関心を深めてもらうため。
- 4 対象
市内在住の小学校4年生から6年生の児童とその保護者
- 5 募集人数
児童とその保護者12組
- 6 当日のスケジュール

時間	所要時間	内容	場所
10:30～10:34	4分	オリエンテーション	議場
10:34～10:37	3分	議長あいさつ	議場
10:37～10:40	3分	副議長あいさつ	議場
10:40～10:50	10分	尾張旭市議会の説明	議場
10:50～11:00	10分	尾張旭市議会クイズ	議場
11:00～11:05	5分	記念写真撮影（※）	議場
11:05～11:40	35分	議場等見学ツアー	議場、第2委員会室、会派室、第1委員会室、正副議長室、議長応接室
11:40～11:50	10分	修了証授与	議場
11:50～12:00	10分	アンケート記入	議場

※記念写真は、議長席を背景とした集合写真を事務局職員で撮影。申込時に記載のメールアドレスに、礼状と併せて配付予定。